



# 羽の情報便

黒字倒産と倒産しない赤字企業

2012年に倒産した企業の調査結果によると、赤字だった企業の割合は55.3%でした。

約半数の会社は黒字で倒産していることとなります。

なぜ、利益が出ているのに倒産してしまうのでしょうか？一方で、赤字決算を発表する企業がありますが、赤字でありながら倒産していません。倒産していない企業の実に26.2%が赤字決算でした。

損益計算書で黒字だから安心してしていると、突然の倒産に見舞われる可能性があります。

## （黒字倒産が起こる理由）

一般的に倒産とは、返済（支払）しなければならない債務の返済を自己資金でまかなえず、借入もできずに会社の経営が行き詰った状態です。黒字決算なのに倒産になり、赤字なのに倒産しない理由は、会計上の収入と支出が、現金の入金と出金と一致していないことが原因でおこります。

たくさん仕入して、売上がたくさんあっても、仕入代金の支払いが1ヶ月先で、売上の入金で3ヶ月先であれば、自己資金で手当てできず、銀行などから借入ができないと仕入代金が払えないので、倒産状態となります。実際は、その後、銀行取引停止処分を受けたり、裁判所に破産手続きなどを申請したりすることで対外的には倒産となります。

一方、会計上は、同一会計期間に仕入、売上が発生していると、赤字販売していない限り黒字決算となります。また、売れると思って大量に商品を仕入れて、在庫をたくさん持つと、この仕入費用は販売するまで、会計上は支出として計上されないで赤字になりません。しかし、仕入代金の支払は発生し、現金がないと黒字倒産状態になります。

## （赤字なのに倒産しない理由）

黒字倒産の一方で、赤字でも倒産しない企業があります。その主たる理由は次のとおりです。（1）現金資産がたくさんある。（2）赤字でも担保になる資産があり銀行から融資を受けることができる。

（3）赤字でも増資で資金調達ができる。しかし、赤字状態が長く続くと、いずれは赤字倒産することになります。

## （黒字倒産を防ぐ方法）

どうすれば黒字倒産を防ぐことができるのでしょうか？そのためには、経営者は自社のキャッシュフロー（流出するお金と流入するお金の流れ）を正確に把握して、現金不足にならない経営努力を行うとともに、キャッシュが足りなくなることが予測される場合に備えて、あらかじめその対策を立てることが必要です。キャッシュフローの把握に役立つのが、キャッシュフロー計算書です。倒産しないためには、損益計算書や貸借対照表よりも重要性が高い財務諸表です。

キャッシュフローを良い状態にするには、仕入代金の支払いをできるだけ先に延ばし、売上はできるだけ早く入金して貰える努力をするとともに、無駄な投資や過剰な仕入にならないように注意し、前払いのビジネスを増やすことで実現できます。キャッシュフローを常にプラスにすることで倒産を防げます。このことは、経営者のもっとも大事な仕事と言えます。



## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。“羽の情報便”で検索してください。

# お客様からのQ & A

インターネット上の広告の支払いなど、クレジットカード決済がほとんどです。しかし会社を設立したばかりのため、会社名義でカードを持つことができません。審査に通りますか。代表者個人のクレジットカードで支払って、経費にできますでしょうか？

代表者個人名義のクレジットカードでの支払いも、会社の経費であることが、証明できれば、会社の経費として問題ありません。では、証明の方法ですが、クレジットカードの決済でも、領収証等支払いの内容がわかる書類が発行されます。この書類をもとに、会社の経費であることを確認し証明します。例えば、飲食の支払いで個人名義のクレジットカードで決済したら、その領収証に飲食の目的（得意先の接待）相手先の氏名、接待担当者の氏名を記入して、この飲食が業務であることを明示しておきます。消耗品等の購入も、購入の目的等を記入しておきましょう。また、E血TC利用の高速道路通行料は、カード利用の高速道路通行料は、カード利用明細に基づき、業務である利用であることを、行き先が得意先等であることを確認し、行き先を記入しておく）証明しておきます。



## 税金・保険のまめ知識（第93回）

## 買掛金・未払金・未払費用の違い

負債を表わす勘定科目には、買掛金・未払金・未払費用があります。それぞれの違いはご存知ですか？各勘定科目は、その内容によって使用方法が決まっています。

### （営業取引上か否か）

買掛金は、会社の営業取引上発生した債務を処理する科目です。会社の主たる商品や材料を掛取引で仕入れた場合に使用します。

一般的には買掛金の相手勘定は、仕入や外注費などの売上原価項目になります。

未払金は、会社の営業取引以外の取引で発生した債務を処理する科目です。つまり、買掛金以外の債務を処理する科目です。具体的には会社の賃料や消耗品等の経費を掛取引で購入した場合に使用します。

一般的には未払金の相手科目は、販売管理費などの科目になります。

未払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対して未だその対価の支払いが終わらないものを指します。決算のときなどに使用する経過勘定といわれるものです。

### （債務が確定しているかどうか）

未払金と未払費用は似ているため、混同しがちです。大きく異なるのは債務が確定しているかどうかです。

例えば、3月31日決算の会社だとします。その会社の給与の締め日は25日で実際の支給日は翌月の4月10日だとします。この場合の3月分給与（3月25日までの分）の支給は4月10日ですが、債務が確定していますので、決算上では未払金になります。

一方、3月26日から31日の間も従業員は働いており、役務の提供は受けています。この間の労働に対する債務の確定日は、次の給与の締め日=4月25日になります。

よって決算では債務が確定していないので、この間の給与は未払費用になります。



## 3月の税務カレンダー

3月10日(火)

2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月16日(月)

- ・所得税確定損失申告書の提出
- ・前々年分所得税の更正の請求
- ・個人の青色申告の承認申請
- ・前年分所得税の確定申告
- ・確定申告税額の延納の届出書の提出
- ・前年分贈与税の申告
- ・個人の道府県民税・市町村民税・事業税及び事業所税の申告



3月31日(火)

- ・個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告

- ・1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ・1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月毎の期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ・法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月毎の期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)

## 生命保険の基礎知識(29)

～保険の約款を読んだことありますか?～

### リビングニーズ特約

リビングニーズ特約とは、医師から余命6カ月の宣告を受けた時、契約している死亡保険金の一部を生前に受け取れるというものです。

本来、死亡後に支払われる保険金を生前に受け取ることで、人生の最後に悔いのない時間を過ごすこと、経済的な問題を解決して十分な治療を受けられることを目的として考えられました。

リビングニーズ特約の保険料は、保険会社各社無料です。

ほとんどの保険会社で、リビングニーズ特約で受け取ることができる金額は3000万円までとなっています。加入している金額が3000万円に満たない場合は、加入保険金額の限度内で支払われます。各社によって異なりますので、必ずご確認ください。



リビングニーズ特約を受け取った後はどうなる?

この特約を使った場合、生命保険金を受け取った金額分の契約は消滅します。また、受け取り後、残った保険金額分の保険料は、死亡時まで保険料を支払う必要があります。

ここで受け取った生前給付金は非課税です。ただ、もし保険の対象の方が亡くなり、受け取った給付金が残っていた場合は、相続財産として相続税の課税対象になります。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき(67)

投票所に一番乗りした人に与えられる特権 ～零票確認～



公職選挙法第三十四条は、「投票箱に何も入っていないことの確認」を規定しており、これを一般に「零(レイ)票確認」または「ゼロ票確認」と呼びます。

この零票確認に立ち会った選挙人に、署名を求める場合や、また最初の1人でなく最初の複数名で確認する場合もある等、投票所によって若干の差異があるようですが、この零票確認を体験したいがために早起きして投票所一番乗りを目指す有権者も少なくないとか。

### 公職選挙法施行令 第三十四条

投票管理者は、選挙人が投票をする前に、投票所内にいる選挙人の前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。





# 今月のコラム

三月は、当社にとって一年の中で一番多忙な時期でした。この「羽の情報便」も月末の発行となりましたが、何とか間に合いました。

明日からは四月。そして消費税増税から一年。日本に初めて消費税が導入されたのが、一九八九年（平成元年）四月一日。三%から五%に増税となつたのが、一九九七年（平成九年）四月一日。そして、二〇一四年（平成二六年）四月一日に八%。全部四月一日だったんです。

昨年の増税時期、安倍首相がテレビに出演し話題になりました。エイプリルフールにちなんで「増税はウソでした」に期待したのですが・・・。

いよいよお花見シーズンです。この時季は桜、桃、菜の花など色々な花が咲き誇り、見どころがいっぱいあります。今週末にはどこかに桜を見に行こうと思います。

そして、春の全国交通安全運動期間も始まります。さて、車自体の安全性向上及び救命救急医療の高度化により、交通事故死亡者は年々減少傾向にあると言われ、また、若者の車離れもこの減少傾向に影響していると言われています。

近所の自動車販売会社の営業マンの話によると、今の若者は車にお金を使わないそうです。昔はライバルと言えば他社の車でしたが、今、車のライバルはスマホなんです。」と言っておりました（笑）。

春休みが明けると多くの通学者がラッシュ時間帯に戻ってくる四月。また、慣れない通学路を歩き始める新一年生たち。年度がわりのこの時期、事故には細心の注意を払うことはもちろん、万が一にもしっかりと備えておきたいところです。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からカウンセリングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

### ◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 10,800円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 54,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp

